

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成19年9月6日(2007.9.6)

【公開番号】特開2005-200100(P2005-200100A)

【公開日】平成17年7月28日(2005.7.28)

【年通号数】公開・登録公報2005-029

【出願番号】特願2004-232134(P2004-232134)

【国際特許分類】

B 6 5 D 51/28 (2006.01)

B 6 5 D 47/36 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 51/28 A

B 6 5 D 47/36 N

【手続補正書】

【提出日】平成19年7月25日(2007.7.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ボトルの口部の外周のネジに螺合するネジを内周に形成した外筒部と、ボトルの口部の開口を封止する天井部と、該天井部から垂下してボトルの口部内に挿入し、原料収納部となる内筒部とを有するキャップ本体に対して、その内筒部の下端を閉塞する底蓋部が該内筒部と一体成形され、これら内筒部と底蓋部との間に切り込みが形成されているとともに、底蓋部に弹性変形可能な底蓋開封部が突出形成されており、

キャップ本体を封止方向に回転して内筒部をボトルの口部内に挿入するときは、底蓋開封部がボトルの口部により変形され、ボトル内の喉部を越えたところで復元して該喉部と係合し、キャップ本体を開封方向に回転して内筒部をボトルの口部から抜出していくときは、底蓋開封部が、ボトル内の喉部にて上昇を規制されて底蓋部が前記切り込みにより内筒部の下端から分離して内筒部の下端が開口することにより、内筒部内の原料がボトル内に放出されることを特徴とするボトルキャップ。

【請求項2】

ボトルの口部の外周のネジに螺合するネジを内周に形成した外筒部と、ボトルの口部の開口を封止する天井部と、該天井部から垂下してボトルの口部内に挿入し、原料収納部となる内筒部とを有するキャップ本体に対して、その内筒部の下端を閉塞する底蓋部が、該内筒部と異なる樹脂にて分離可能に溶着成形されているとともに、底蓋部に弹性変形可能な底蓋開封部が突出形成されており、

キャップ本体を封止方向に回転して内筒部をボトルの口部内に挿入するときは、底蓋開封部がボトルの口部により変形され、ボトル内の喉部を越えたところで復元して該喉部と係合し、キャップ本体を開封方向に回転して内筒部をボトルの口部から抜出していくときは、底蓋開封部が、ボトル内の喉部にて上昇を規制されて底蓋部が内筒部の下端から分離して内筒部の下端が開口することにより、内筒部内の原料がボトル内に放出されることを特徴とするボトルキャップ。

【請求項3】

キャップ本体の天井部に、内筒部に対する原料入口が形成され、該原料入口が上蓋で密閉されていることを特徴とする請求項1又は2に記載のボトルキャップ。

【請求項 4】

上蓋が、弾性変形可能なヒンジ部によってキャップ本体の天井部と一体に連続して、キャップ本体と一体成形されていることを特徴とする請求項3に記載のボトルキャップ。

【請求項 5】

上蓋の上面が、その周囲の天井部上面と共に、貼付したシート材にて覆われていることを特徴とする請求項3又は4に記載のボトルキャップ。

【請求項 6】

キャップ本体と底蓋とからなり、
キャップ本体は、ボトルの口部の外周のネジに螺合するネジを内周に形成した外筒部と、ボトルの口部の開口を封止する天井部と、該天井部から垂下してボトルの口部内に挿入し、原料収納部となる内筒部とを有し、

底蓋は、前記内筒部の下端開口を着脱自在に封止するため、内筒部の下端部を圧入させることができる環状凹部を周縁に一体に形成しているとともに、弾性変形可能な底蓋開封部を突出形成しており、

キャップ本体を封止方向に回転して内筒部をボトルの口部内に挿入するときは、底蓋開封部がボトルの口部により変形され、ボトル内の喉部を越えたところで復元して該喉部と係合し、キャップ本体を開封方向に回転して内筒部をボトルの口部から抜出していくときは、底蓋開封部が、ボトル内の喉部にて上昇を規制されて底蓋部が内筒部の下端から分離して内筒部の下端が開口することにより、内筒部内の原料がボトル内に放出されることを特徴とするボトルキャップ。

【請求項 7】

底蓋の環状凹部の内面に、該環状凹部よりも軟質な材質のパッキンが同時成形により一體的に設けられていることを特徴とする請求項6に記載のボトルキャップ。

【請求項 8】

パッキンは、その一部分を環状凹部の内面より突出させて環状凹部に埋設されていることを特徴とする請求項7に記載のボトルキャップ。

【請求項 9】

ボトル内の喉部に、底蓋開封部と係合する突部が形成されていることを特徴とする請求項1～8のいずれかに記載のボトルキャップ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

本発明の第1の形態のボトルキャップは、ボトルの口部の外周のネジに螺合するネジを内周に形成した外筒部と、ボトルの口部の開口を封止する天井部と、該天井部から垂下してボトルの口部内に挿入し、原料収納部となる内筒部とを有するキャップ本体に対して、その内筒部の下端を閉塞する底蓋部が該内筒部と一体成形され、これら内筒部と底蓋部との間に切り込みが形成されているとともに、底蓋部に弾性変形可能な底蓋開封部が突出形成されている。

そして、キャップ本体を封止方向に回転して内筒部をボトルの口部内に挿入するときは、底蓋開封部がボトルの口部により変形され、ボトル内の喉部を越えたところで復元して該喉部と係合し、キャップ本体を開封方向に回転して内筒部をボトルの口部から抜出していくときは、底蓋開封部が、ボトル内の喉部にて上昇を規制されて底蓋部が前記切り込みにより内筒部の下端から分離して内筒部の下端が開口することにより、内筒部内の原料がボトル内に放出される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

本発明の第2の形態のボトルキャップは、ボトルの口部の外周のネジに螺合するネジを内周に形成した外筒部と、ボトルの口部の開口を封止する天井部と、該天井部から垂下してボトルの口部内に挿入し、原料収納部となる内筒部とを有するキャップ本体に対して、その内筒部の下端を閉塞する底蓋部が、該内筒部と異なる樹脂にて分離可能に溶着成形されるとともに、底蓋部に弾性変形可能な底蓋開封部が突出形成されている。

そして、キャップ本体を封止方向に回転して内筒部をボトルの口部内に挿入するときは、底蓋開封部がボトルの口部により変形され、ボトル内の喉部を越えたところで復元して該喉部と係合し、キャップ本体を開封方向に回転して内筒部をボトルの口部から抜出していくときは、底蓋開封部が、ボトル内の喉部にて上昇を規制されて底蓋部が内筒部の下端から分離して内筒部の下端が開口することにより、内筒部内の原料がボトル内に放出される。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

第1の形態及び第2の形態のボトルキャップの場合、キャップ本体の天井部に、内筒部に対する原料入口が形成され、該原料入口が上蓋で密閉された構造にすると良い。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

その場合、上蓋が、弾性変形可能なヒンジ部によってキャップ本体の天井部と一体に連続して、キャップ本体と一体成形されている構造とすると一層良い。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

さらに、上蓋の上面が、その周囲の天井部上面と共に、貼付したシート材にて覆われた構造にできる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

本発明の第3の形態のボトルキャップは、キャップ本体と底蓋とからなる。

キャップ本体は、ボトルの口部の外周のネジに螺合するネジを内周に形成した外筒部と、ボトルの口部の開口を封止する天井部と、該天井部から垂下してボトルの口部内に挿入し、原料収納部となる内筒部とを有する。

底蓋は、キャップ本体の内筒部の下端開口を着脱自在に封止するため、内筒部の下端部を圧入させることができるとともに、弾性変形可能

な底蓋開封部を突出形成している。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

そして、キャップ本体を封止方向に回転して内筒部をボトルの口部内に挿入するときは、底蓋開封部がボトルの口部により変形され、ボトル内の喉部を越えたところで復元して該喉部と係合し、キャップ本体を開封方向に回転して内筒部をボトルの口部から抜出していくときは、底蓋開封部が、ボトル内の喉部にて上昇を規制されて底蓋部が内筒部の下端から分離して内筒部の下端が開口することにより、内筒部内の原料がボトル内に放出される。